

建築基準法第43条第2項第2号許可の同意に関する
取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号許可にかかる包括同意について、その取扱いを定めるものとする。

(包括同意対象)

第2条 包括同意とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第4項第1号から第3号までの基準に該当するもののうち、別表（2）包括同意基準に定める基準に適合するものをいう。

(建築審査会事務局幹事の専決)

第3条 包括同意に該当するものについては、建築審査会事務局幹事が法第43条第2項第2号許可の同意の専決をすることができる。

(建築審査会への報告)

第4条 建築審査会事務局幹事は、法第43条第2項第2号許可の同意を専決した場合は、次期開催の建築審査会において、その案件ごとに、別紙様式により報告しなければならない。

付 則

この基準は、平成11年5月18日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年7月20日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年10月22日から施行する。